

平成30年2月後期定例会 議事録

- ・開催日時 平成30年2月26日(月曜日) 13時53分~16時8分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)中野委員長 松尾委員 江口委員
(事務局)山崎事務局長 岸川副事務局長 古沢人事主幹
岩本係長 藤田係長 江口係長 筒井主事

議事事項

1 平成30年2月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について

2月定例会県議会に提案された3件の条例(案)について、佐賀県議会議長から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第2号議案 佐賀県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

国家公務員退職手当法が一部改正されたことに伴い、佐賀県職員の退職手当についてもこれに準じて改正する必要があるため。

2 改正の内容

民間水準との均衡を図るために設けられている調整率を以下のとおり改める。

期 間	調整率
現 行	87/100
H30.4.1~	83.7/100

3 施行期日

平成30年4月1日

4 検討内容

国家公務員の退職手当の水準については、民間との均衡を図るため、概ね5年に一度、国家公務員の退職給付（退職手当と共済年金給付部分の合計額）の状況と、民間における退職給付（退職一時金と企業年金の合計額）の状況を調査し、官民比較がなされている。

平成29年4月に公表された人事院の調査結果において、平成27年度の国家公務員の退職者における退職給付と、民間における退職給付を比較したところ、国家公務員の方が民間を78万1千円上回っていた（民間：24,596千円、公務：25,377千円）ため、国家公務員の退職給付水準について見直しを行うことが適切との人事院の見解が示されたことを受けて、国では退職手当法が改正され、国家公務員の退職手当水準の引下げが平成30年1月1日から実施された。

総務省からは、地方公務員の退職手当については、各地方公共団体において地方公務員法の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講ずるよう要請がなされている。（平成29年11月17日付け総務副大臣通知）

本県職員の退職手当については、従来から国家公務員の支給水準に準じることにより民間との均衡を図っており、今回も国に準じ改正をするものとなっている。

なお、今回の措置については、国同様に支給水準の引下げは行うものの、実施時期については、国と異なり平成30年4月1日とされている。これは、前回（平成24年度）の本県における退職手当支給水準の引下げ時に、いわゆる「駆け込み退職」とされる事例が生じ現場に混乱をきたしたことなど、本県の事情を踏まえ行政運営に支障が生じないよう考慮された措置であると考えられる。

以上のことから、条例（案）の内容は異議ないものとする。

乙第11号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われたことに伴い、佐賀県公立学校職員に対して支給する教員特殊業務手当の額を改定するため。

2 改正の内容

教員特殊業務手当の額を以下のとおり引き上げる。

業務内容	（現行）	（改正案）
修学旅行等引率指導業務（第2号）	4,250 円/日	5,100 円/日
対外運動競技等引率指導業務（第3号）	4,250 円/日	5,100 円/日
部活動指導業務（第4号）	3,000 円/日以内	3,600 円/日以内

3 施行期日

平成30年4月1日

4 検討内容

国においては、第2次教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）において、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討することとされ、平成26年7月の教育再生実行会議第5次提言においても同趣旨の言及がされている。

平成29年度義務教育費国庫負担金においては、平成30年1月から教員特殊業務手当について、手当額を引き上げることとして最高限度額の算定方法の見直しがなされたところである。

具体的には、部活動指導業務に係る手当については、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動運営の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当が20%引き上げられた。

併せて、部活動指導業務に係る手当との均衡等を考慮し、修学旅行等引率指導業務に係る手当及び対外運動競技等引率指導業務に係る手当についても20%引き上げられた。

- ・部活動指導業務 3,000円 3,600円
- ・修学旅行等引率指導業務 4,250円 5,100円
- ・対外運動競技等引率指導業務 4,250円 5,100円

また、本委員会においても、平成29年10月6日の人事委員会報告において、「本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある教員給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。」と言及したところである。

今回の改正内容は、部活動指導業務に係る手当については、平成29年11月1日から「第3日曜日の県下一斉部活動休養日」を設定するなど、部活動運営の適正化に向けた取組を進めつつ、義務教育費国庫負担金の算定基準を踏まえ引上げを行うものである。

また、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る手当についても、義務教育費国庫負担金の算定基準を踏まえ引上げを行うものである。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、今回の改正内容はいずれも義務教育費国庫負担金の算定基準を踏まえた内容となっている。

以上のことから、条例（案）の内容は適当であり、異議ないものとする。

乙第25号議案 佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

平成30年10月1日付けで、唐津市に北部児童相談所を新たに設置するため。

2 改正の内容

北部児童相談所が新たに設置されるに伴う関係条例の改正（附則第3項関係）

関係条例	改正内容
佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（第6条）	社会福祉業務手当の支給対象機関のうち、「中央児童相談所」を「児童相談所」に改める。

3 施行期日

平成 30 年 10 月 1 日

4 検討内容

現在、特殊勤務手当のうち、社会福祉業務手当については、中央児童相談所に勤務する職員についても支給対象職員となっている。

平成 30 年 10 月 1 日以降については、これまでの中央児童相談所に加え北部児童相談所を新設し児童相談所が 2 か所の体制となるもので、今回新設する北部児童相談所に勤務する職員に対しても当該手当の支給対象職員とするものであり、異議ないものと認められる。

3 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われたことに伴い、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例が一部改正されるため、佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則を改正する必要がある。

2 改正の内容

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部改正により教員特殊業務手当のうち、部活動指導業務の上限額が 3,000 円から 3,600 円に上げられることに伴い、以下のとおり部活動指導業務の手当額を改定する。(第 5 条第 2 項関係)

	現行	改正案
人事委員会規則で定める額 (業務に従事した時間が引き続き 2 時間以上)	1,500 円	1,800 円
人事委員会が心身に特に著しい負担を与えると認める場合 (業務に従事した時間が引き続き 4 時間程度超)	3,000 円	3,600 円

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

4 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 34 号）が平成 30 年 4 月 1 日付けで施行され、高等学校において通級による指導 が実施できるようになることに伴い、その従事者に給料の調整額を支給する必要があるため。

通級による指導とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態をいう。

2 改正の内容

別表第 1 適用区分表（第 2 条関係）に、下記を追加。

勤務箇所	職員	調整数
県立の高等学校	学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 140 条に定める障害に応じた特別の指導に直接従事することを本務とする職員	1

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

5 宿日直手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

現在、知事部局の本庁舎勤務の課長級職員（危機管理・報道局にあっては、係長から課長級までの職員）が行っている災害その他の危機事象に係る緊急業務に関する情報連絡等のための宿日直勤務は、国における災害発生等に係る緊急業務に関する情報連絡等のための宿日直勤務に相当するものであることから、同勤務の手当額（4,200 円）を国に準じたもの（5,100 円）とするため。

2 改正の内容

（1）宿日直手当に関する規則第 2 条に規定する特殊な業務を主として行う宿日直勤務として、「災害その他の危機事象に係る緊急業務に関する情報連絡等のため本庁で行う宿日直勤務」を追加する。（第 2 条関係）

（2）（1）の宿日直勤務に係る宿日直手当の額を勤務 1 回につき、5,100 円とする。（第 3 条関係）

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

6 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

地方公務員法第7条第4項の規定により新たに公平委員会の事務を受託した、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合について、同法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を新たに定める必要があるため、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則について、所要の改正を行う必要がある。

報告事項

1 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務労組協議会地方公務員部会等から全国人事委員会連合会会長に要請書が提出されたことについて、事務局から報告した。

2 職員団体からの2018年民間給与実態調査等に関する申し入れについて

佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で、委員長あてに提出された「2018年民間給与実態調査等に関する申し入れ」について、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について